

清川村村営住宅

(借上型住宅)

入居者募集のしおり



- ☆ 募集住宅 片原村営住宅
- ☆ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- ☆ 受付場所 清川村役場 1階 まちづくり課

はじめに

この借上型住宅は、若年層で子供を扶養している方を優先して、転入・転居される住民に転貸することで、村内の地域活性化やコミュニティ形成の向上を図ることを目的としています。

入居に関しては、様々な条件が条例等により定められています。

このため、「当選したら考えよう」などと言ったあいまいな考えでの申込みは、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

また、申込みについては、この「しおり」を最後までよくお読みください。

目次

◎ 村営住宅募集概要	1	ページ
◎ 村営住宅概略図	2	ページ
◎ 申込から入居までの流れ	3	ページ
◎ 申込手続きについて	4	ページ
◎ 申込資格について	5	ページ
◎ 入居者選定について	5	ページ
◎ 入居補欠者について	6	ページ
◎ 入居手続きについて	6	ページ
◎ 入居にあたっての注意事項	6～7	ページ
◎ 月額所得の計算方法	8～11	ページ

※ 添付書類 村営住宅入居申込書（第1号様式）

収入報告書（第5号様式）

村 営 住 宅 募 集 概 要

- 1 名 称 片原村営住宅
2 所在地 愛甲郡清川村煤ヶ谷 3742 番地の 5
3 構造等 木造 2 階建 (2 L D K) ・ 76.19 m² (延床面積)
4 建築年度 平成 22 年度

- 5 入居者
負担額

入居者の所得区分	入居者負担額
2 1 4 千円以下	5 0 , 0 0 0 円
2 1 4 千円超 2 5 9 千円以下	6 0 , 0 0 0 円
2 5 9 千円超 3 8 7 千円以下	6 5 , 0 0 0 円
3 8 7 千円超	7 0 , 0 0 0 円

※ 清川村村営住宅条例により、入居者の所得区分に応じ、入居者負担額を決定します。(P 8 ~ P 1 1 月額所得の計算方法参照)

- 6 敷 金 140,000 円
7 入居資格 次の条件に全て該当することとします。

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族 (事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚約者含む) がある者、若しくは同居親族がない者であって、村長が規則で定める基準に該当する者であること。
- ② 申込者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員でないこと。
- ③ 住民税等を滞納していないこと。
- ④ その他、しおり 5 ページに記載のとおりです。

- 8 申込方法 村営住宅入居申込書に次の書類を添えて、受付時間内にまちづくり課 (役場 1 階) まで提出してください。

- ① 同居しようとする親族で、現在別居している者については、その関係及び居住を証明する書類。
- ② 事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者については、その事実又は居住を証明する書類。
- ③ その他村長が必要と認める書類。

- 9 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

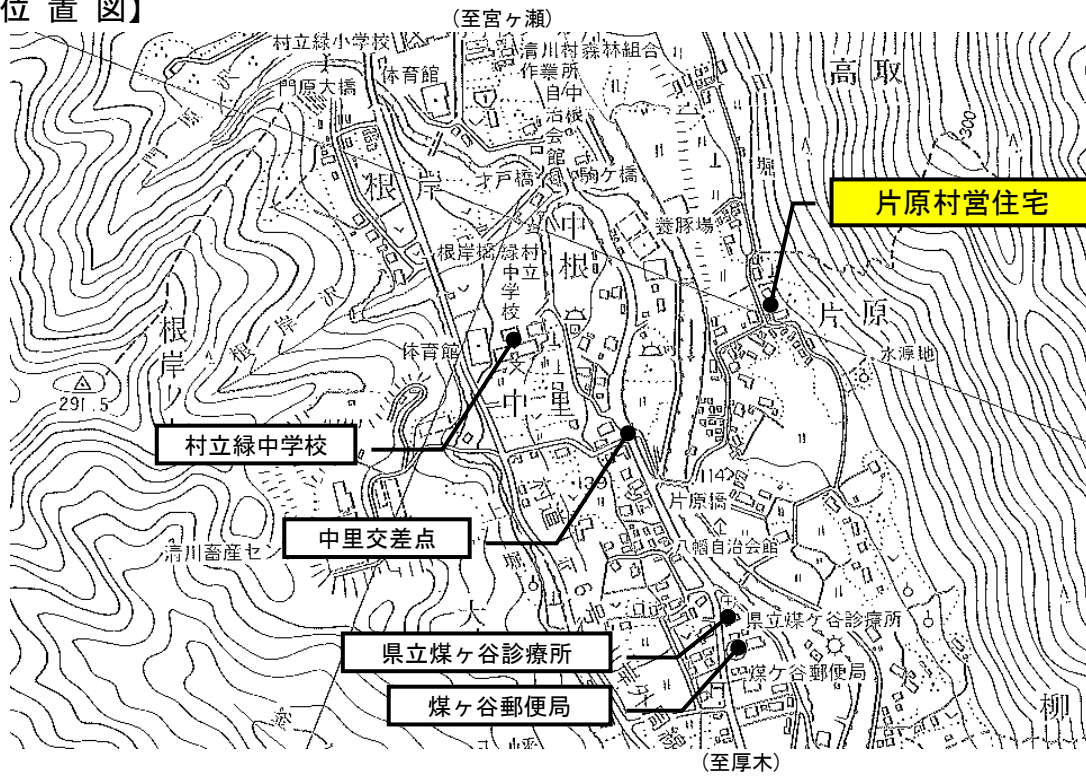
- 10 選定方法 入居資格を有する方から、先着順で選定します。

- 11 入居時期 入居日については、別途調整します。

- 12 その他 犬、猫等の動物は飼育できません。

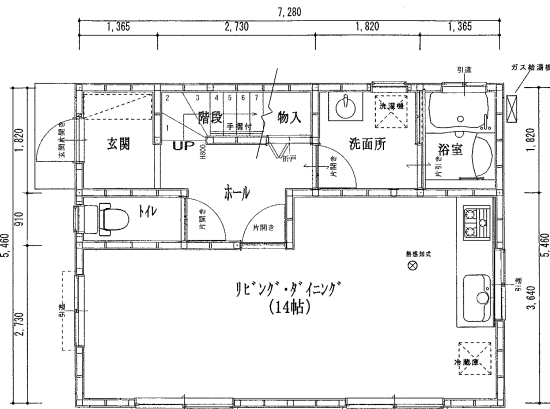
村営住宅概略図

【位置図】



【間取り】

【1階】



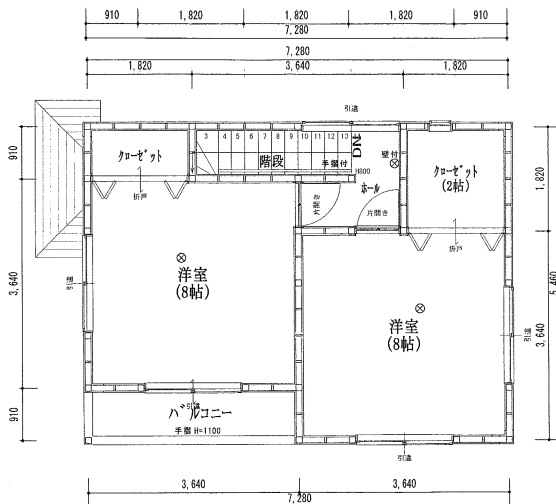
【1階】床面積39.75㎡

- ・LDK 14帖
- ・浴室、洗面脱衣所
- ・便所

【外部】

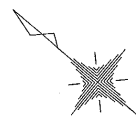
- ・駐車スペース1台分

【2階】

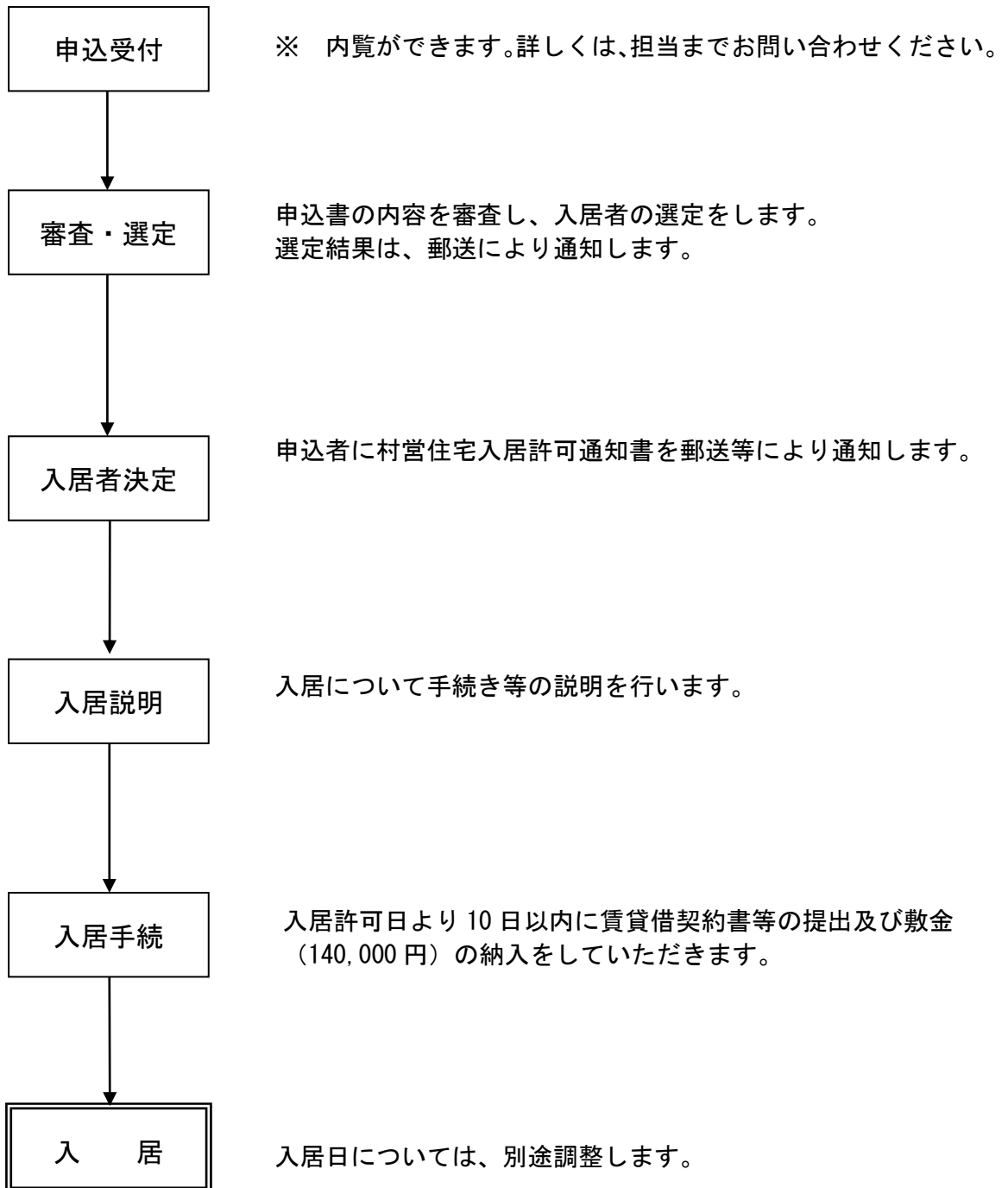


【2階】床面積36.44㎡

- ・洋間 8帖 (WIC 2帖)
- ・洋間 8帖



申込みから入居までの流れ



申込手続きについて

この「しおり」に添付してあります「村営住宅入居申込書」に必要事項を記入し、次の書類を添付のうえ、清川村役場1階 まちづくり課へ申込本人か入居しようとする家族の方が直接持参してお申込みください。

なお申込みは、1世帯につき1通に限ります。2通以上申込された場合は、いずれも無効とさせていただきます。

1 添付書類

書類等の名称	備考
住民票（本籍・続柄記載）	申込本人及び入居しようとする家族の方全員分
納税証明書	村内在住者は、納税等状況確認承諾書
婚約証明書（任意様式）	現在、婚約中の方のみ添付
障害者手帳・療育手帳の写し	本人又は親族に控除対象者となる障害者がいる方のみ
借家等の賃貸契約書の写し 家賃支払証明書（領収書等）	現在、借家等にお住まいの方のみ添付 （家賃支払証明書は、最近2箇月分を提出）
収入報告書	申込本人及び入居しようとする家族で収入がある方全員分

※ 収入報告書は、この「しおり」に添付してあります。

なお、収入を証明する書類（令和元年分源泉徴収票・給与支払証明書・令和 年度所得証明書等）を添付すれば、収入報告書には「別紙のとおり」とすることができます。

また、無職無収入の方がいる場合は、次の書類も提出してください。（所得証明書等で扶養されていることが明らかな場合は不要です。）

必要となる方	必要書類
労災保険、休業補償、遺族年金、障害年金、障害手当金を受けている方	現在受けている労災保険、休業補償、年金証書又は支払通知書の写し
失業中で雇用保険を受けている方	雇用保険受給者資格者証または離職票の写し
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書

※ 内覧を希望される方は、申込みの際にまちづくり課へお申出ください。

申込資格について

村営住宅の入居申込みについては、次の全てに該当することが必要です。入居までに一つでも欠けてしまうと、不合格となりますのでご注意ください。

また、申込書等に不正の記載があった場合や記載内容に著しく不備があったときは、不合格となる場合があります。

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの及び婚約者を含む）がある者、若しくは同居親族がない者であって、村長が規則で定める基準に該当する者であること。
※ 単身の方は、お申込みできません。また、夫婦のどちらか一方が子どもと申込み場合など、社会通念上、不自然な世帯分離した申込みは認められません。
- ② 入居申込者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員でないこと。
- ③ 住民税等の滞納をしていないこと。
- ④ 独自の生計を営み、かつ、入居申込者と同程度以上の収入を有する保証人がいること。
- ⑤ 入居申込者が成人であること。
- ⑥ 近隣の方と円満な共同生活ができること。

入居者選定について

入居資格を有する方から、先着順で選定します。

※入居者の選定の特例について

入居者の選定は、原則上記の方法で行いますが、村長が特に居住の安定を図る必要があると認めた者で、次に該当する者を入居の特例措置として選定する場合があります。

- ① 村内に現に居住し、又は勤務する場所を有する者
- ② 村外からの移住を希望する者

入居補欠者について

前記に基づき入居者を選定する場合等において、入居を許可された者のほかに補欠として入居補欠者を定めます。

この場合、入居することができる有効期限は、入居順位を定めた日から6箇月となります。

入居手続きについて

村営住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に次の各号に掲げる手続きをしてください。

- ① 独自の生計を営み、かつ、入居を許可された者と同額以上の収入を有する者で、村長が適当と認める保証人との連署する賃貸借契約書を提出していただきます。（賃貸借契約書には、保証人の「印鑑登録証明書」及び「住民票」を添付してください。）
- ② 敷金（140,000円）を納入していただきます。

入居にあたっての注意事項

村営住宅への入居に関しては、清川村村営住宅条例や施行規則等により様々な事項が定められていますが、主な事項は次のとおりとなっています。

1 入居期間

入居期間は、入居指定日より起算して3年とします。ただし、当該期間は更新することができます。なお、この借上型住宅の転貸期間は、令和8年3月31日までとなります。

2 入居者負担額

毎月末までにその月分を納付してください。

入居者は、毎年度、収入に関する報告を行っていただきます。

また、村長は、入居者からの収入報告に基づき入居者の所得を認定し、入居者負担額の決定を行います。

3 敷金

敷金には、利子はありません。

敷金は、入居者が立ち退く時に還付いたします。ただし、未納の入居者負担額、又は損害賠償金があるときは、敷金のうちから控除します。

4 修繕費用

入居者の責めに帰すべき事由によって家屋に修繕の必要が生じたときは、入居者は村長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担していただきます。（畳の表替え・襖の張替え・破損ガラスの取替え・給水栓・点滅器・その他付帯設備の構造上重要でない部分の修繕等）

5 負担義務

電気、ガス、水道、下水道及びテレビ共聴アンテナ等の使用料は、入居者の負担になります。

なお、当該事業者との契約等についても、入居者が行ってください。

6 異動事項の報告

同居している親族に異動があった場合は、当該事由が生じた日から14日以内に、村営住宅入居者異動報告書を村長に提出してください。

7 保管義務

入居者は、村営住宅並びに敷地内を正常に維持管理していただく義務があります。

8 住宅を使用しないとき

15日以上使用しないときは、その理由を明らかにした書面をもって、使用しなくなる5日前までに村長に届出してください。

9 転貸等の制限

住宅の一部または全部を転貸、譲渡することはできません。

10 模様替えまたは増築

原則として認められません。

11 有害物件の持込み禁止

村営住宅において、観賞用の小鳥、魚等であって、明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物は飼育できません。

12 住宅の明渡し

次の場合は、村長が指定した期日までに住宅を明渡ししていただきます。

- ① 不正行為によって入居したとき。
- ② 入居者負担額を2箇月以上滞納したとき。
- ③ 当該村営住宅を故意にき損したとき。
- ④ 正当な事由なく当該村営住宅を15日以上使用しないとき。
- ⑤ 保管義務、使用しないときの届出、転貸等の制限、用途外使用の制限、模様替え又は増築、有害物件持込等の禁止事項に該当したとき。
- ⑥ 条例又は村長の指示・命令に違反したとき。
- ⑦ 暴力団員であることが判明したとき。
- ⑧ **当該村営住宅の転貸期間が満了したとき。**

13 明渡検査

明渡そうとする日の1月前までに村長に届出を行い、検査を受けなければなりません。

なお、明渡時には、畳の表替え、襖の張替え、破損ガラスの取替え等を退去者負担で行っていただきます。

14 その他

- ① 違法駐車や迷惑駐車は絶対にしないでください。
- ② 村営住宅が所在している自治会への加入をお願いします。
- ③ このしおりに記載のない事項については、村と入居者で協議をして決定します。

月額所得の計算方法

1 給与所得の場合（俸給・給料・賃金・ボーナス等の所得です。）

あなたが仕事を始めた時期	年間総収入金額の計算方法
① 現在の勤務先に令和2年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和2年中の年間総収入金額（源泉徴収票の支払金額）
② 現在の勤務先に令和2年1月2日以後に就職して、現在まで1年以上勤務している方	直近12箇月間の総収入金額（各月の給与・賞与・その他手当について確認してください。）
③ 現在の勤務先に就職してから、まだ1年にならない方	勤務した翌月からの総収入金額をもとに次により計算した推定総収入金額
$\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月からの月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定金額}$	
④ 現在の勤務先に努めてまだ1箇月分の給料を受けていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている1箇月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額

年間総収入金額 A 円

年間総収入金額（円）	年間給与所得の金額（円）	
0 ~ 650,999	年間給与所得	= 0
651,000 ~ 1,618,999	年間総収入金額 A - 650,000	= 年間給与所得
1,619,000 ~ 1,619,999	年間給与所得	= 969,000
1,620,000 ~ 1,621,999	年間給与所得	= 970,000
1,622,000 ~ 1,623,999	年間給与所得	= 972,000
1,624,000 ~ 1,627,999	年間給与所得	= 974,000
1,628,000 ~ 1,799,999	年間総収入金額 A ÷ 4 = a (千円未満切捨て)	$a \times 4 \times 0.6 =$ 年間給与所得
1,800,000 ~ 3,599,999		$a \times 4 \times 0.7 - 180,000 =$ 年間給与所得
3,600,000 ~ 6,599,999		$a \times 4 \times 0.8 - 540,000 =$ 年間給与所得
6,600,000 ~ 9,999,999	年間総収入金額 A × 0.9 - 1,200,000	= 年間給与所得

年間所得金額 B 円

控除額合計 C（計算等については11ページ参照） 円

年間所得金額 B - 控除額合計 C = 円

上記金額 ÷ 12 =（世帯の月額所得） 円

注意： 申込家族の中で、2人以上に収入がある場合は、P10（下段）を参照

2 年金所得者の場合（厚生年金・国民年金・恩給等の所得です。）

① 引き続き1年以上年金の支給を受けている方	前年中の年金支給額。なお、年金額の改定があったときは、改定通知書の支払年金額が年間総収入金額（2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額）となります。
② 年金を支給されて1年を経過しない方	年金証書の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは、改定通知書の支払年金額が年間総収入金額（2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額）となります。

年間総収入金額 A

円

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額 (円)	年間所得金額の計算
65歳以上の方	0 ~ 1,200,000	年間所得金額 = 0
	1,200,001 ~ 3,299,999	年間総収入金額 A - 1,200,000 = 年間所得金額
	3,300,000 ~ 4,099,999	年間総収入金額 A × 0.75 - 375,000 = 年間所得金額
	4,100,000 ~ 7,699,999	年間総収入金額 A × 0.85 - 785,000 = 年間所得金額
65歳未満の方	0 ~ 700,000	年間所得金額 = 0
	700,001 ~ 1,299,999	年間総収入金額 A - 700,000 = 年間所得金額
	1,300,000 ~ 4,099,999	年間総収入金額 A × 0.75 - 375,000 = 年間所得金額
	4,100,000 ~ 7,699,999	年間総収入金額 A × 0.85 - 785,000 = 年間所得金額

年間所得金額 B

円

控除額合計 C（計算等については11ページ参照）

円

年間所得金額 B - 控除額合計 C =

円

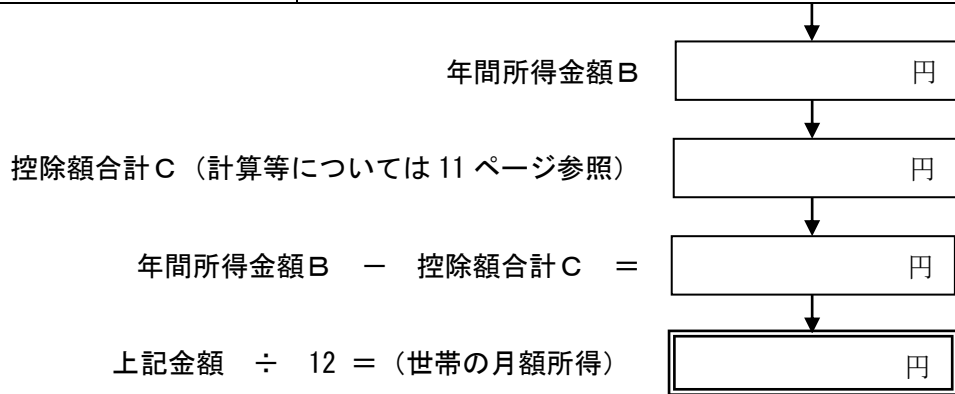
上記金額 ÷ 12 = (世帯の月額所得)

円

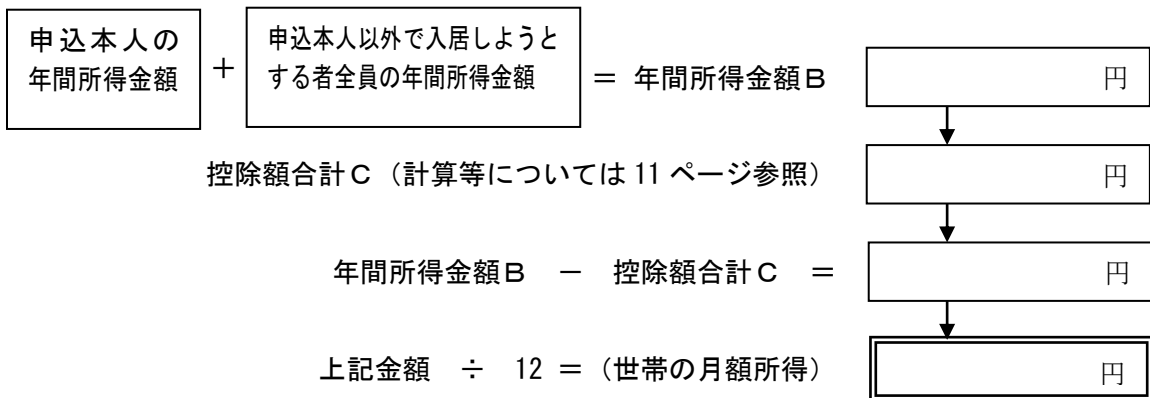
注意：申込家族の中で、2人以上に収入がある場合は、P10（下段）を参照

3 日雇・その他の所得の場合（事業所得・利子所得・不動産所得・雑所得等です。）

区分	あなたが仕事を始めた 又は開業等した時期	年間所得金額の計算
日雇	① 令和2年1月1日以前 から引き続き現在まで同 じ日雇をしている方	前年中の年間所得金額（令和元年分の所得税の確定申告書控の所得金額）
	② 令和2年1月2日以後 に現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月からの所得金額をもって計算する（収入期間のとり方等については、「1給与所得の場合」を参照）
そ の 他 の 所 得	① 令和2年1月1日以前 から引き続き現在まで同 じ事業をしている方	前年中の年間所得金額（令和元年分の所得税の確定申告書控の所得金額） 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費
	② 令和2年1月2日以後 に現在の事業を始め、1年 以上経過している方	直近の12箇月分の所得金額をもって計算する。
	③ 令和2年1月2日以後 に現在の事業を始め、1年 以上経過していない方	事業を始めた翌月から直近の 総収入金額（総売上高） - 必要経費 × 12 事業を始めた翌月からの月数 = 1年間の推定所得金額



申込家族の中で 2 人以上に収入がある場合（世帯の月額所得の計算方法）



◎ 控除額合計Cの計算方法

月額所得を計算するときに次表の控除対象者がいる場合は、世帯の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

①の親族控除は、全ての世帯に該当します。②～⑥の控除は、あなたの世帯に老人扶養親族、老人控除対象配偶者、特定扶養親族、障害者、特別障害者、寡婦及び寡夫がいる場合に、①の親族控除に合算してさらに控除をしてください。

(注：②～⑥の控除対象者は、所得税法上認定された方である必要があります。)

区 分		控 除 を 受 け ら れ る 方		控除額	人数
①	親族	同居親族	申込本人以外の方と一緒に村営住宅に入居しようとする方(妻・子供・父・母など)	38万円	
		同居しない扶養親族	村営住宅へ入居しないが所得税法上扶養親族である方(単に仕送りをしているだけでは扶養親族になっていない場合もありますから注意してください)		
特 別 控 除 対 象 者	②	老人扶養親族	70歳以上の扶養親族又は老人控除対象配偶者	10万円	
		老人控除対象配偶者			
	③	特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族(妻・婚約者は除く)	25万円	
		④	障害者	(1) 障害者 ア 申込本人が障害者である場合	障害者(特別障害者以外)
	(2) 特別障害者 イ 1の親族の中に障害者がいる場合			特別障害者(1～2級の身体障害者・重度の精神障害者)	40万円
	⑤	寡婦(かふ)	申込本人又は同居親族で次に該当する方 ア 夫と死別又は離婚してから婚姻をしていないか、夫が生死不明などの人で扶養親族や年間所得金額が38万円以下の生計を一にする子(他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人は除く)があること イ 夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で年間所得金額の合計が500万円以下であること		27万円 (所得金額が27万円未満である場合は、当該所得金額)
⑥			寡夫(かふ)	申込本人又は同居親族で次に該当する方 ア 年間所得金額の合計が500万円以下の人のうち、妻と死別・離婚した後再婚していない人や妻が生死不明などの人で、年間所得金額が38万円以下の生計を一にする子(他の納税者の控除対象者や扶養親族とされている人は除く)があること	

控除額合計C

① 万円+② 万円+③ 万円+④ 万円+⑤ 万円+⑥ 万円= 万円

水と緑の心の源流郷 きよかわ



うぐいす
(村の鳥)



いろはもみじ
(村の木)



みつばつつじ
(村の花)

清川村 まちづくり課 土地政策係

〒243-0195

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

TEL: 046-288-3862 (直通) FAX: 046-288-1909

URL: <http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/>

e-Mail: machidukuri@town.kiyokawa.kanagawa.jp